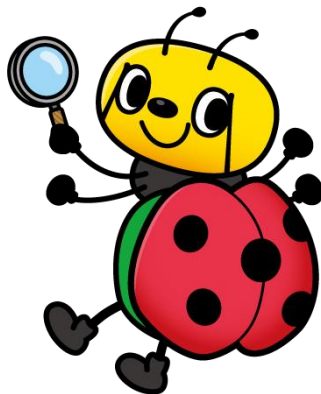


# 盆栽・植木の輸出検疫について



令和8(2026)年2月

横浜植物防疫所

植物を海外に送る際には、輸入国の要求事項を満たして輸出する必要があります。郵便物や携帯品などの個人向けであっても、検疫条件を遵守した上で輸出してください。

輸入国の要求に合わない植物類を持ち出した場合に科される罰則は、3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金となっています。法人の場合は、5,000万円以下の罰金が科せられます。

本資料に掲載している諸外国の検疫条件に係る情報は、それぞれの輸入国が公表している情報を基にまとめたものです。情報の正確性については万全を期していますが、利用者が当該情報を用いて行う一切の行為について、植物防疫所は何ら責任を負うものではありません。

実際の輸出に際しては、必ず輸入国の最新の検疫条件を現地荷受人等の関係者を通じて輸入国の農業担当当局又は植物検疫当局に確認するか、あるいは、輸入国の在日大使館への確認をお願いします。

加えて、本資料は植物検疫上の必要な手続きをまとめたものであり、本資料で輸入が可能となっている場合であっても、種苗法、ワシントン条約、又は、輸入国の他の法令等により輸入が制限される場合がありますので、輸出される前にこれらの情報も併せて御確認ください。

## 目次

はじめに .....	4
第1 輸出検疫とは .....	5
第2 主要な輸入国の盆栽・植木に係る検疫条件の概要 .....	6
1 中国向け .....	6
2 香港向け .....	6
3 台湾向け .....	6
4 シンガポール向け .....	7
5 タイ向け .....	8
6 ベトナム向け .....	8
7 アメリカ合衆国向け .....	8
8 トルコ向け .....	10
9 EU加盟国・英国向け .....	12
第3 栽培地検査（区分別検査） .....	20
1 栽培地検査申請書の記入・提出方法 .....	20
1-1 農林水産省共通申請サービス（eMAFF）からの申請 .....	20
1-2 Excel ファイルで申請書を作成する場合 .....	24
1-3 申請書に添付が必要な書類 .....	25
2 栽培地において実施すべき事項 .....	30
3 栽培地検査の実施 .....	33
4 栽培地検査に適合した植物の取扱い .....	33
第4 輸出検査（目視検査等） .....	36
1 植物等輸出検査申請書の提出 .....	36
1-1 電子申請による提出方法 .....	37
1-2 書面による申請の方法 .....	37
2 輸出検査（消毒・精密・目視検査）時の注意事項 .....	40

## はじめに

### 1 法令遵守の徹底について

植物防疫法第十条において、

「輸入国がその輸入につき、植物検疫に係る輸出国の検査証明を必要としている植物又は物品及びこれらの容器包装を輸出しようとする者は、当該植物又は物品及びこれらの容器包装につき、植物防疫官から、これらが当該輸入国の要求の全てに適合していることについての検査を受け、かつ、第三項の植物検疫証明書の交付を受けた後でなければ、これらを輸出してはならない」

と定められています。

本規定に違反、又は、検査を受けるに当たって不正行為をした場合は、3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金となります。さらに、法人の場合は、5,000万円以下の罰金が科せられます。

また、輸入国（「地域」を含む。以下同じ。）が要求している検疫条件に適合していない植物を輸出した場合は、当該荷口の輸入が現地で認められないだけでなく、輸入国が日本に対する規制を強化し、日本から輸出される全ての荷口に悪影響が生じる可能性があります。

植物等の輸出関係者の皆様におかれましては、植物防疫法及び関連通知を遵守していただくよう改めてお願い申し上げます。

### 2 輸入国要求事項の確認の徹底について

植物防疫所ホームページや本資料において、輸入国の要求する主な内容を掲載しています。情報の正確性については万全を期していますが、基となる諸外国の検疫規則は変更されていることがあり、実際の内容と異なっている場合があります。

このため、実際の輸出に際しては、必ず輸入国の最新の検疫条件を現地荷受人等の関係者を通じて輸入国の植物検疫機関に確認するようお願いいたします。

また、輸出検査申請書を提出する際には、輸入国が要求する検査内容が分かる資料を添付してください。

### 3 検査の効率化について

近年、輸出検査件数は増加傾向にあります。事務手続きを迅速かつ、効率的に実施するため、電子申請サービスの積極的な御利用をお願いします。

また、一部の対象植物を除いて栽培地検査や目視検査などの区分別検査は、植物防疫官のみならず登録検査機関においても実施できるようになっています。登録検査機関の御利用についても、併せて検討いただけましたら幸甚です。

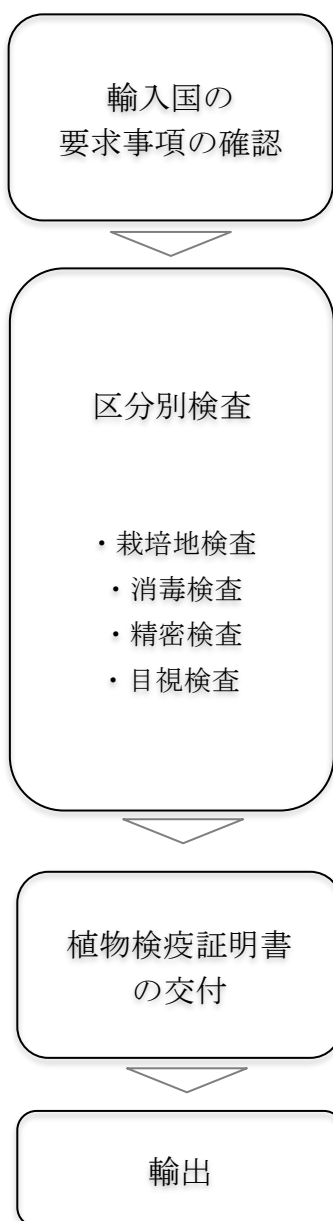
引き続き、植物検疫への御理解と御協力のほど、よろしく御願い申し上げます。

## 第1 輸出検疫とは

輸入国の要求に応じて、日本から輸出される植物やその容器包装の検査を行っています。盆栽などの植物の輸出についての大まかな検疫の流れは、次のとおりとなります。

栽培地検査などの区分別検査は、輸入国が要求している措置などによって要否が異なりますので、輸入国の植物検疫機関に事前に検疫条件を御確認ください。

輸入国の法令などにより、輸入が禁止されている植物や必要な措置や手続きが行われていない植物は、輸出できません。



輸入国が要求する措置等に適合した植物のみ輸出することができます。事前に、どのような措置や書類が必要となるか、輸入国の植物検疫機関に御確認ください。

4つの区分別検査のうち、輸入国の要求内容に応じて、必要な検査を受けてください（※目視検査は必須）。

**栽培地検査**：栽培地において、病虫害の発生の有無や栽培条件が遵守されているか確認します。

**消毒検査**：消毒措置を確認します。必要に応じて、植物防疫官等が立ち会います。

**精密検査**：特定の病虫害について、遺伝子診断などの高度な技術を用いて検査します。

**目視検査**：輸出前に、植物やその容器包装について、目視により検査します。

輸入国の要求を全て満たしていることが確認できれば、植物検疫証明書 (Phytosanitary certificate) を交付します。

## 第2 主要な輸入国の盆栽・植木に係る検疫条件の概要

盆栽・植木といった栽培用植物に対しては、ほとんどの輸入国が何らかの検疫的措置（輸入許可証の取得、栽培地検査、消毒措置、目視検査、植物検疫証明書の添付等）を求めており、これらの植物検疫の条件に適合することが必要です。

これまでの輸出検査実績が多い輸入国の盆栽や植木についての検疫条件は、次のとおりです（栽培用種子や果物など他の形態の植物については、検疫条件も異なりますので、御注意ください）。

なお、実際の輸出に際しては、最新の検疫条件について輸入国の植物検疫機関等に事前に御確認いただきますようお願いいたします。また、検査時に植物防疫官が指示した場合は、輸入国が要求する検査内容に係る資料を提出してください。

### 1 中国向け

- (1) 輸出前に中国植物検疫機関の輸入許可証を取得し、記載された条件を満たすこと
- (2) マツ属 (*Pinus* spp.) は輸入禁止
- (3) 土壌の付着がないこと（輸入許可証で許可されている場合を除く）
- (4) イヌマキについては、現在、輸入が認められていない
- (5) サクラ属 (*Prunus* spp.) については、検疫条件が不明のため、中国の植物検疫機関に確認すること

### 2 香港向け

- (1) 輸出前に香港植物検疫機関の輸入許可証を取得し、記載された条件を満たすこと
- (2) チャ (*Camellia sinensis*) 及びカンキツ属 (*Citrus* spp.) は、輸入禁止
- (3) 土壌、砂、粘土及びピートの付着がないこと（輸入許可証で許可されている場合を除く）

### 3 台湾向け

- (1) 最新の検疫条件については、台湾の植物検疫機関が公表する情報により、確認すること

【台湾植物検疫機関 HP】

<https://smartpq2.aphia.gov.tw/APP/APP01>



- (2) カンキツ属 (*Citrus* spp.)、キンカン属 (*Fortunella* spp.)、カラタチ属 (*Poncirus* spp.) 及びナス科は、輸入禁止

- (3) ゴマダラカミキリ等の対象植物（対象植物は、台湾植物検疫機関 HP から確認のことは、茎幹の直径が3cm以下の苗・切枝を除き、輸入禁止
- (4) *Pseudomonas syringae* pv. *syringae*に係る栽培地検査が必要な植物  
オリーブ (*Olea europaea*)、カキ (*Diospyros kaki*)、クスノキ (*Cinnamomum camphora*)、フジマメ (*Dolichos lablab*)、ペルシャグルミ (*Juglans regia*)、マルメロ (*Cydonia oblonga*)、イボタノキ属の一種 (*Ligustrum ovalifolium*)、サクラ属 (*Prunus* spp.)、ツツジ属 (*Rhododendron* spp.)、ナシ属 (*Pyrus* spp.)、ハンノキ属の一種 (*Alnus glutinosa*)、バラ属 (*Rosa* spp.)、ポプラ属 (*Populus* spp.)、モクレン属 (*Magnolia* spp.)、ヤナギ属 (*Salix* spp.)等
- (5) オオバコモザイクウイルス (*Plantago asiatica mosaic virus*)に係る栽培地検査が必要な植物  
ナンテン (*Nandina domestica*) 等
- (6) *Arabis mosaic virus*に係る栽培地検査が必要な植物  
オリーブ (*Olea europaea*)、モモ (*Prunus persica*)、ヨーロッパキイチゴ (*Rubus idaeus*)、レンギョウ (*Forsythia suspense*)、バラ属 (*Rosa* spp.)、マメ科等
- (7) *Fig mosaic virus*に係る栽培地検査が必要な植物  
イチジク (*Ficus carica*)
- (8) *Impatiens necrotic spot virus*に係る栽培地検査が必要な植物  
ヤツデ (*Fatsia japonica*)、キイチゴ属 (*Rubus* spp.)等
- (9) 輸出時に、ピートモス、ココナッツ殻製品などの培養資材を使用する場合は、使用の可否について台湾植物検疫機関に確認すること
- (10) 土壌及び砂が付着していないこと
- (11) 以下の病害虫が対象となる植物にいないこと  
イモグサレセンチュウ (*Ditylenchus destructor*)、ナミクキセンチュウ (*Ditylenchus dipsaci*)、ネダニ (*Rhizoglyphus echinopus*)、ミカンキイロアザミウマ (*Frankliniella occidentalis*)、サクラ胴枯病菌 (*Valsa ambiens*)
- (12) 台湾に輸入後、少なくとも1年間の隔離検査が必要となる植物  
サクラ属 (*Prunus* spp.)、バラ属 (*Rosa* spp.)、ブドウ属 (*Vitis* spp.)、リンゴ属 (*Malus* spp.)等
- (13) 郵便により輸出される場合は、郵便の受領者により台湾植物検疫機関へ適切に申請がなされ、輸入の承認（輸入許可証の取得）を受けていること

#### 4 シンガポール向け

- (1) 培養資材を伴って輸出する場合、培養資材の線虫検査又は消毒を行うこと
- (2) 消毒に使用する薬剤については、シンガポールの植物検疫機関に確認すること

## 5 タイ向け

### (1) 主な輸入禁止植物

チャ (*Camellia sinensis*)、カンキツ属 (*Citrus* spp.)、キンカン属 (*Fortunella* spp.) 及びカラタチ属 (*Poncirus* spp.) 及びナス科等

### (2) 土壌及び有機質肥料の付着がないこと

## 6 ベトナム向け

### (1) 輸出前にベトナム植物検疫機関の輸入許可証を取得し、記載された条件を満たすこと

### (2) 土壌の付着がないこと (輸入許可証で許可されている場合を除く)

## 7 アメリカ合衆国向け

### 7-1 アメリカ合衆国向け「盆栽」

#### (1) 輸出前に、輸入者が取得したアメリカ合衆国植物検疫機関の輸入許可証の写しを入手し、記載された条件を満たすこと

#### (2) 最新の検疫条件については、アメリカ合衆国植物検疫機関が公開する検索システム (ACIR) や Plants for planting manual を参照のこと

【ACIR】 <https://acir.aphis.usda.gov/s/>

【Plants for planting manual】

<https://acir.aphis.usda.gov/s/plants-for-planting-hub>



#### (3) 主な輸入禁止等植物

イボタノキ属 (*Ligustrum* spp.)、カエデ属 (*Acer* spp.)、カラマツ属 (*Larix* spp.)、カリン属 (*Cydonia* spp.)、クリ属 (*Castanea* spp.)、クワ属 (*Morus* spp.)、コナラ属 (*Quercus* spp.)、サクラ属 (*Prunus* spp.)、ツゲ属 (*Buxus* spp.)、ツバキ属 (*Camellia* spp.)、トウヒ属 (*Picea* spp.)、トチノキ属 (*Aesculus* spp.)、トネリコ属 (*Fraxinus* spp.)、ナシ属 (*Pyrus* spp.)、ニシキギ属 (*Euonymus* spp.)、ハンノキ属 (*Alnus* spp.)、ヒイラギナンテン属 (*Mahonia* spp.)、ブドウ属 (*Vitis* spp.)、ボケ属 (*Chaenomeles* spp.)、マタタビ属 (*Actinidia* spp.)、マキ属 (*Podocarpus* spp.)、マツ属 (*Pinus* spp. (二葉マツ及び三葉マツのみ))、モミ属 (*Abies* spp.)、メギ属 (*Berberis* spp.)、ヤナギ属 (*Salix* spp.)、リンゴ属 (*Malus* spp.) 及びミカン科等

#### (4) 少なくとも2年間、植物防疫所に登録された温室又は網室で栽培管理すること。ただし、栽培管理された期間が2年以上3年未満の盆栽を輸出する場合は、あらかじめ植物防疫所に連絡すること

- (5) ゴマダラカミキリ等の対象植物のうち、ツツジ属(*Rhododendron* spp.)及びゴヨウマツ以外は、アメリカ合衆国が輸入を認める検疫条件を設定していないため、輸出不可
- なお、幹の直径が 10mm 以下のツツジ属及びゴヨウマツは、ゴマダラカミキリ等の対象植物には含まれない
- (6) 少なくとも 12 か月間に 1 回、アメリカ合衆国が定める病害虫の発生の有無を確認するため、栽培地検査を受けること
- (7) 精密検査の結果、ジャガイモシストセンチュウ及びジャガイモシロシストセンチュウが発見されなかった培養資材で栽培すること
- (8) 高さ 50cm 以上の棚で栽培すること
- (9) 温室又は網室(網の目合が 1.6mm 以下)であって、全ての換気口及び開口部は、目合 1.6 mm以下の網を設置すること
- (10) 施設の出入口には、自動閉鎖式のドアを取り付けること
- (11) 土壌を含め全ての培養資材は、輸出前に除去すること
- (12) アメリカ合衆国に輸入後、隔離検疫が必要な主な樹種  
ビャクシン属(*Juniperus* spp.)等

## 7-2 アメリカ合衆国向け「植木」

- (1) 輸出前に、輸入者が取得したアメリカ合衆国植物検疫機関の輸入許可証の写しを入手し、記載された条件を満たすこと
- (2) 主な輸入禁止等植物
- イボタノキ属(*Ligustrum* spp.)、カエデ属(*Acer* spp.)、カラマツ属(*Larix* spp.)、カリン属(*Cydonia* spp.)、クリ属(*Castanea* spp.)、クワ属(*Morus* spp.)、コナラ属(*Quercus* spp.)、サクラ属(*Prunus* spp.)、ツゲ属(*Buxus* spp.)、ツバキ属(*Camellia* spp.)、トウヒ属(*Picea* spp.)、トチノキ属(*Aesculus* spp.)、トネリコ属(*Fraxinus* spp.)、ナシ属(*Pyrus* spp.)、ニシキギ属(*Euonymus* spp.)、ハンノキ属(*Alnus* spp.)、ヒイラギナンテン属(*Mahonia* spp.)、ブドウ属(*Vitis* spp.)、ボケ属(*Chaenomeles* spp.)、マタタビ属(*Actinidia* spp.)、マキ属(*Podocarpus* spp.)、マツ属(*Pinus* spp. (二葉マツ及び三葉マツのみ))、モミ属(*Abies* spp.)、メギ属(*Berberis* spp.)、ヤナギ属(*Salix* spp.)、リンゴ属(*Malus* spp.)及びミカン科等
- (3) ゴマダラカミキリ等の対象植物のうち、ツツジ属(*Rhododendron* spp.)及びゴヨウマツ以外は、アメリカ合衆国が輸入を認める検疫条件を設定していないため、輸出不可
- なお、幹の直径が 10mm 以下のツツジ属及びゴヨウマツは、ゴマダラカミキリ等の対象植物には含まれない

- (4) 精密検査の結果、ジャガイモシストセンチュウ及びジャガイモシロシストセンチュウが発見されなかったほ場又は培養資材で栽培すること
- (5) 土壌を含め全ての培養資材は、輸出前に除去すること
- (6) 樹齢や栽培年数（樹種により2～3年）及び大きさの制限を超えるものは輸入禁止
- (7) アメリカ合衆国に輸入後、隔離検疫が必要な主な樹種  
ビャクシン属(*Juniperus* spp.)等

## 8 トルコ向け

### 8-1 トルコ向け盆栽

- (1) 輸入禁止植物は、地際部の茎の直径が5 cm以上のヤシ科生植物（26種類）及びリュウゼツラン
- (2) 少なくとも2年間、植物防疫所に登録されたほ場で栽培管理すること。ただし、キイチゴ属(*Rubus* spp.)、サクラ属(*Prunus* spp.)及びリンゴ属(*Malus* spp.)は、少なくとも3年間の栽培管理が必要
- (3) ゴマダラカミキリ等の対象植物（参考1参照）については、植物防疫所に登録された施設で少なくとも2年間栽培管理すること（施設の条件は、EUと同じ）
- (4) 年間少なくとも6回、栽培地検査を受けること
- (5) 土壌及び有機物のない培養資材を使用又は培養資材を消毒すること
- (6) 高さ50 cm以上の棚で栽培すること
- (7) さび病がないこと  
さび病の病徴発現の直前（3～4月）に、本病に有効な殺菌剤による消毒を実施し、消毒月日、使用薬剤、希釈倍率、使用方法等を栽培管理記録表に記載し提出すること
- (8) 検疫対象病害虫がないこと
- (9) トルコ共和国が植物ごとに要求している検疫条件に従うこと  
なお、アキニレ(*Ulmus parvifolia*)、オニグルミ(*Juglans sieboldiana* (*Juglans ailantifolia*))、サワグルミ(*Pterocarya rhoifolia*)、ハルニレ(*Ulmus davidiana*)、マンシュウグルミ(*Juglans mandshurica*)及びトネリコ属(*Fraxinus* spp.)は、輸出不可
- (10) 輸出前2週間以内に、次のいずれかの措置をすること
  - ① 培養資材の除去
  - ② 培養資材を洗い落とし、消毒した培養資材への植替え
  - ③ 培養資材は必要最小限にし、適切な消毒の実施

- (11) 輸出時に、花及び果実がないこと
- (12) 落葉樹については、葉のない状態で休眠期間中に輸出すること
- (13) 輸出直前に、ミナミキイロアザミウマを対象とした消毒を行うこと
- (14) 目視検査に合格した盆栽は、輸出時に密閉容器にこん包し封印すること

## 8-2 トルコ向け植木

- (1) 輸入禁止植物は、地際部の茎の直径が5 cm以上のヤシ科生植物(26種類)及びリュウゼツラン
- (2) 植物防疫所に登録されたほ場で栽培管理すること。ただし、キイチゴ属(*Rubus* spp.)、サクラ属(*Prunus* spp.)及びリンゴ属(*Malus* spp.)は、少なくとも3年間栽培管理すること
- (3) ゴマダラカミキリ等の対象植物(参考1参照)については、植物防疫所に登録された施設で少なくとも2年間栽培管理すること(施設の条件は、EUと同じ)
- (4) 年間少なくとも2回、栽培地検査を受けること(植物の種類により適期に実施)
- (5) 土壌及び有機物のない培養資材を使用又は栽培土を消毒すること
- (6) 検疫対象病害虫がないこと
- (7) トルコ共和国が植物ごとに要求している検疫条件に従うこと  
 なお、アキニレ(*Ulmus parvifolia*)、オニグルミ(*Juglans sieboldiana* (*Juglans ailantifolia*))、サワグルミ(*Pterocarya rhoifolia*)、ハルニレ(*Ulmus davidiana*)、マンシュウグルミ(*Juglans mandshurica*)及びトネリコ属(*Fraxinus* spp.)は、輸出不可
- (8) 輸出前2週間以内に、次のいずれかの措置をすること
  - ① 栽培土の除去
  - ② 栽培土を洗い落とし、消毒した栽培土への植替え
  - ③ 栽培土は必要最小限にし、適切な消毒の実施
- (9) 輸出時に、花及び果実がないこと
- (10) 落葉樹については、葉のない状態で休眠期間中に輸出すること
- (11) 輸出直前にミナミキイロアザミウマを対象とした消毒を行うこと

(参考1) トルコが定めるゴマダラカミキリ等の対象植物

アカガシワ(*Quercus rubra*)、エノキ属(*Celtis* spp.)、カエデ属(*Acer* spp.)、カツラ属(*Cercidiphyllum* spp.)、カバノキ属(*Betula* spp.)、カンキツ属(*Citrus* spp.)、クマシデ属(*Carpinus* spp.)、グミ属(*Elaeagnus*

spp.)、クララ属 (*Sophora* spp.)、クワ属 (*Morus* spp.)、サクラ属 (*Prunus* spp.)、サルスベリ属 (*Lagerstroemia* spp.)、シナノキ属 (*Tilia* spp.)、シャリンドウ属 (*Cotoneaster* spp.)、スズカケノキ属 (*Platanus* spp.)、センダン属 (*Melia* spp.)、トチノキ属 (*Aesculus* spp.)、トネリコ属 (*Fraxinus* spp.)、ナシ属 (*Pyrus* spp.)、ナナカマド属 (*Sorbus* spp.)、ニレ属 (*Ulmus* spp.)、ネムノキ属 (*Albizia* spp.)、ハコヤナギ属 (*Populus* spp.)、ハシバミ属 (*Corylus* spp.)、ハリエンジュ属 (*Robinia* spp.)、ハンノキ属 (*Alnus* spp.)、フジウツギ属 (*Buddleja* spp.)、ブナ属 (*Fagus* spp.)、フヨウ属 (*Hibiscus* spp.)、モクゲンジ属 (*Koelreuteria* spp.)、ヤナギ属 (*Salix* spp.) 及びリンゴ属 (*Malus* spp.)

## 9 EU加盟国・英国向け

### 9-1 EU加盟国・英国向け「一般盆栽」(9-2の「特殊盆栽」以外の盆栽)

#### (1) 主な輸入禁止植物

カラタチ属 (*Poncirus* spp.)、カリン属 (*Cydonia* spp.)、カンキツ属 (*Citrus* spp.)、キンカン属 (*Fortunella* spp.)、サクラ属 (*Prunus* spp.)、ツガ属 (*Tsuga* spp.)、トウヒ属 (*Picea* spp.)、ナシ属 (*Pyrus* spp.)、ヒノキ属 (*Chamaecyparis* spp.)、ビャクシン属 (*Juniperus* spp.)、ブドウ属 (*Vitis* spp.)、マツ属 (*Pinus* spp.)、モミ属 (*Abies* spp.) 及びリンゴ属 (*Malus* spp.) 等

※ツルウメモドキ (*Celastrus orbiculatus*) については、他法令により規制(2027年8月2日より適用)

#### (2) 少なくとも2年間、植物防疫所に登録されたほ場で栽培管理すること

#### (3) ゴマダラカミキリ属に関する規制の対象植物(以下、「ゴマダラカミキリ等の対象植物」という)(参考資料1を参照)については、9-4の「EU加盟国・英国向けゴマダラカミキリ等の対象植物」に従うこと

#### (4) 年間少なくとも6回、栽培地検査を受けること

#### (5) 高さ50 cm以上の棚で栽培すること

#### (6) ヨーロッパに未発生のさび病がないこと

さび病の病徴発現の直前(3~4月を目途)に、本病に有効な殺菌剤による消毒を実施し、消毒月日、使用薬剤、希釈倍率、使用方法等を栽培管理記録表に記載し提出すること

#### (7) 検疫対象病害虫がないこと

#### (8) EU・英国が植物ごとに要求している検疫条件に従うこと

なお、アオナガタマムシの対象植物となるアメリカヒトツバタゴ(*Chionanthus virginicus*)及びトネリコ属(*Fraxinus* spp.)は、輸出不可(英国はハルニレ(*Ulmus davidiana*)も対象。)

(9) 培養資材については、次の「EU・英国向け盆栽・植木に関する培養資材の規則について」の条件を満たすこと

○EU・英国向け盆栽・植木に関する培養資材の規則について

	植付け時	植付け後(栽培管理中)	輸出時
盆栽	以下のいずれかに植付け (ア)有機物を含まない未使用のもの (イ)ピート又はココヤシ繊維を材料とした未使用のもの (ウ)くん蒸又は熱処理を行ったもの(※)	○適切な栽培管理(2年) 高さ50センチの棚(特殊盆栽はコンクリ床上でも可)での鉢植え、衛生的な栽培管理及び清浄な水の使用	○適切な栽培管理がされている場合、培養資材を伴って輸出可(輸出前の適切な消毒が必要。) ○その他、培養資材の除去や輸出前2週間以内に培養資材を除去後に(ア)～(エ)の培養資材に植替えの対応も可
植木(鉢植え等): 土壌からの物理的な隔離がされたもの	(エ)システムズアプローチ(複数の検疫措置を組み合わせたもの)を行ったもの(※)	○適切な栽培管理 地面からの物理的な隔離、衛生的な栽培管理及び清浄な水の使用	
植木(地植え等): 土壌からの物理的な隔離がされていないもの	なし	○適切な栽培管理	○培養資材の完全除去 ○その他、輸出2週間以内に培養資材を除去後に(ア)～(エ)の培養資材に植替えの対応も可

(※) 植物検疫証明書に消毒実施等の措置内容の記載が必要

(10) 輸出前3ヶ月間の毎月、マメコガネを対象とした園地内の発生調査及び毎年6～8月の間に1回、マメコガネを対象とした園地周辺の発生調査、並びに、目視検査時、マメコガネを対象とした培養資材の検査を受けていること(ただし、培養資材を除去して輸出する植物、又は、全生育期間において網室等で管理されている植物を除く)

(11) 輸出前3ヶ月間の毎月、ナンヨウキクイムシを対象とした園地内の発生調査及び毎年6～8月の間に1回、ナンヨウキクイムシを対象とした園地周辺の発生調査を受けていること(EUのみ適用・対象樹種については、参考資料1を参照。ただし、幹の基部の直径が2cm未満の植物又は、直近6ヶ月間網室等で管理されている植物を除く)

(12) 毎年6～8月の間に2回、クワカミキリを対象とした園地内の発生調査及び毎年6～8月の間に1回、クワカミキリを対象とした園地周辺の発生調査を受

けていること（EUのみ適用・対象樹種については参考資料1を参照。ただし、幹の基部の直径が1cm未満の植物又は、直近2年間網室等で管理されている植物を除く）

- (13) ミヤマカミキリの対象植物（コナラ属、クリ属及びシイ属）には、以下のいずれかの措置を行うこと（英国のみ適用。ただし、クリ属はクリ胴枯れ病菌の対象のため、輸出不可）
- ① 地上部の主幹が1cm未満であること
  - ② 輸出前の少なくとも4年間、又は4年未満の植物の場合には全生育期間において、次の条件で栽培されていること。生産地は植物防疫所により登録及び管理されていること及び、適切な時期に年2回の公的検査を受けていること、並びにミヤマカミキリの侵入を防ぐ施設（網室等）で栽培されていること
- (14) ミカントゲコナジラミの対象植物（カキ、ツタ属、モクレン属、ザクロ、トキワサンザシ等。対象樹種については、参考資料1を参照のこと）には、本虫に対して有効な消毒を行い、消毒月日、使用薬剤、希釈倍率及び使用方法等を栽培管理記録表に記載し提出すること（EUのみ適用）
- (15) 輸出時に、花及び果実がないこと
- (16) 落葉樹については、葉のない状態で休眠期間中に輸出すること
- (17) 輸出直前に、ミナミキイロアザミウマを対象とした消毒を行うこと
- (18) 目視検査に合格した盆栽は、輸出時に密閉容器にこん包し封印すること

## 9-2 EU加盟国・英国向けゴヨウマツ等の「特殊盆栽」

（輸入禁止植物であるが、特別な条件下で輸入が認められる盆栽）

### 対象植物

ゴヨウマツ (*Pinus parviflora* 及び *P. pentaphylla*)

クロマツ (*P. thunbergii*)

ヒノキ属 (*Chamaecyparis* spp.)

ビャクシン属 (*Juniperus* spp.)

- (1) 9-1の「一般盆栽」に定める検疫条件を満たすこと
- (2) 高さ50cm以上の棚で栽培するか、残渣等がなく線虫の侵入するおそれのないコンクリート床で栽培すること
- (3) 栽培地番号と植付け年を記載した標識を取り付けること（標識については、第3の2（2）を参照のこと）
- (4) EU・英国の検疫有害動植物及び各種植物で各国が指定する懸念される有害生物等がないこと。
- (5) ゴヨウマツ及びクロマツ盆栽は、次の条件を満たすこと

- ① 接木の場合は、台木に孫生え（ひこぼえ）がないこと
- ② リュウキュウマツ漏脂胴枯病(*Fusarium circinatum*)\*を対象とした輸出前の検定及びほ場周辺の発生調査が実施され、本病菌が検出されないこと
- \* 本病菌が発生している鹿児島県及び沖縄県から、マツ属植物及び土壌をほ場内に持ち込まないでください。
- (6) ビャクシン属盆栽は、次の条件を満たすこと
  - ① 登録されたほ場内だけでなく、ほ場周辺のカナメモチ属(*Photinia* spp.)、カリン属(*Cydonia* spp.)、サンザシ属(*Crataegus* spp.)、ナシ属(*Pyrus* spp.)、ビャクシン属(*Juniperus* spp.)、ボケ属(*Chaenomeles* spp.)及びリンゴ属(*Malus* spp.)植物についても、さび病及びその他EU・英国未発生の病害虫がないこと
  - ② 4月までを目途にビャクシンハダニに有効な薬剤による消毒を実施して、消毒月日、使用薬剤、希釈倍率及び使用方法等を栽培管理状況記録表に記載し提出すること。
  - ③ EU・英国が設定している輸入期間内(11月1日～翌年3月31日まで)に輸入すること
- (7) 輸入国(EU・英国側)植物検疫機関に対して、植物の種類、数量、期日等を事前に連絡しておくこと
- (8) 輸入後、ゴヨウマツ、クロマツ及びヒノキ属は3か月以上、ビャクシン属は4月1日～6月30日まで隔離栽培が必要
- (9) 次の場合は、ほ場の登録が取り消され、翌年度から2年間の栽培地検査に適合するまでは輸出不可
  - ① 目視検査等で検疫対象病害虫が発見された場合
  - ② 輸入国の検査で検疫対象病害虫が発見され、日本に通報があった場合

### 9-3 EU加盟国・英国向け「植木」

- (1) 主な輸入禁止植物
 

カラタチ属(*Poncirus* spp.)、カリン属(*Cydonia* spp.)、カンキツ属(*Citrus* spp.)、キンカン属(*Fortunella* spp.)、サクラ属(*Prunus* spp.)、ツガ属(*Tsuga* spp.)、トウヒ属(*Picea* spp.)、ナシ属(*Pyrus* spp.)、ヒノキ属(*Chamaecyparis* spp.)、ビャクシン属(*Juniperus* spp.)、ブドウ属(*Vitis* spp.)、マツ属(*Pinus* spp.)、モミ属(*Abies* spp.)、リンゴ属(*Malus* spp.)等

※ ツルウメモドキ(*Celastrus orbiculatus*)については、他法令により禁止。

2027年8月2日より適用
- (2) EU・英国がリスクが高い(ハイリスク)とする次の植物(盆栽は除く)は輸出不可

イチジク (*Ficus carica*)、アカシア属 (*Acacia* spp.)、イチイ属 (*Taxus* spp.)、イボタノキ属 (*Ligustrum* spp.)、カエデ属 (*Acer* spp.)、カキ属 (*Diospyros* spp.)、カバノキ属 (*Betula* spp.)、カワラケツメイ属 (*Cassia* spp.)、キョウチクトウ属 (*Nerium* spp.)、クリ属 (*Castanea* spp.)、クルミ属 (*Juglans* spp.)、コナラ属 (*Quercus* spp.)等

- (3) 植物防疫所に登録されたほ場で栽培管理すること(クワカミキリ対象植物(参考資料1を参照)は少なくとも2年間)
- (4) ゴマダラカミキリ等の対象植物(参考資料1を参照)については、9-4の「EU加盟国・英国向けゴマダラカミキリ等の対象植物」に従うこと
- (5) 年間少なくとも2回、栽培地検査を受けること
- (6) 検疫対象病害虫がないこと
- (7) EU・英国が植物ごとに要求している検疫条件に従うこと

なお、アオナガタマムシの対象植物となるアメリカヒトツバタゴ (*Chionanthus virginicus*)及びトネリコ属 (*Fraxinus* spp.)は、輸出不可(英国はハルニレ (*Ulmus davidiana*)も対象。)

- (8) 培養資材については、9-1の「EU・英国向け盆栽・植木に関する培養資材の規則について」の条件を満たすこと
- (9) 輸出前3ヶ月間の毎月、マメコガネを対象とした園地内の発生調査及び毎年6～8月の間に1回、マメコガネを対象とした園地周辺の発生調査、並びに、目視検査時、マメコガネを対象とした培養資材の検査を受けていること(ただし、培養資材を除去して輸出する植物、又は、全生育期間において網室等で管理されている植物を除く)
- (10) 輸出前3ヶ月間の毎月、ナンヨウキクイムシを対象とした園地内の発生調査及び毎年6～8月の間に1回、ナンヨウキクイムシを対象とした園地周辺の発生調査を受けていること(EUのみ適用・対象樹種については参考資料1を参照。ただし、幹の基部の直径が2cm未満の植物又は、直近6ヶ月間網室等で管理されている植物を除く)
- (11) 毎年6～8月の間に2回、クワカミキリを対象とした園地内の発生調査及び毎年6～8月の間に1回、クワカミキリを対象とした園地周辺の発生調査を受けていること(EUのみ適用・対象樹種については参考資料1を参照。ただし、幹の基部の直径が1cm未満の植物又は、直近2年間網室等で管理されている植物を除く)
- (12) ミヤマカミキリの対象植物(コナラ属、クリ属及びシイ属)には、以下のいずれかの措置を行うこと(英国のみ適用。ただし、クリ属はクリ胴枯れ病菌の対象植物のため、輸出不可。加えて、コナラ属及びクリ属ともにハイリスク植物のため、輸出不可)

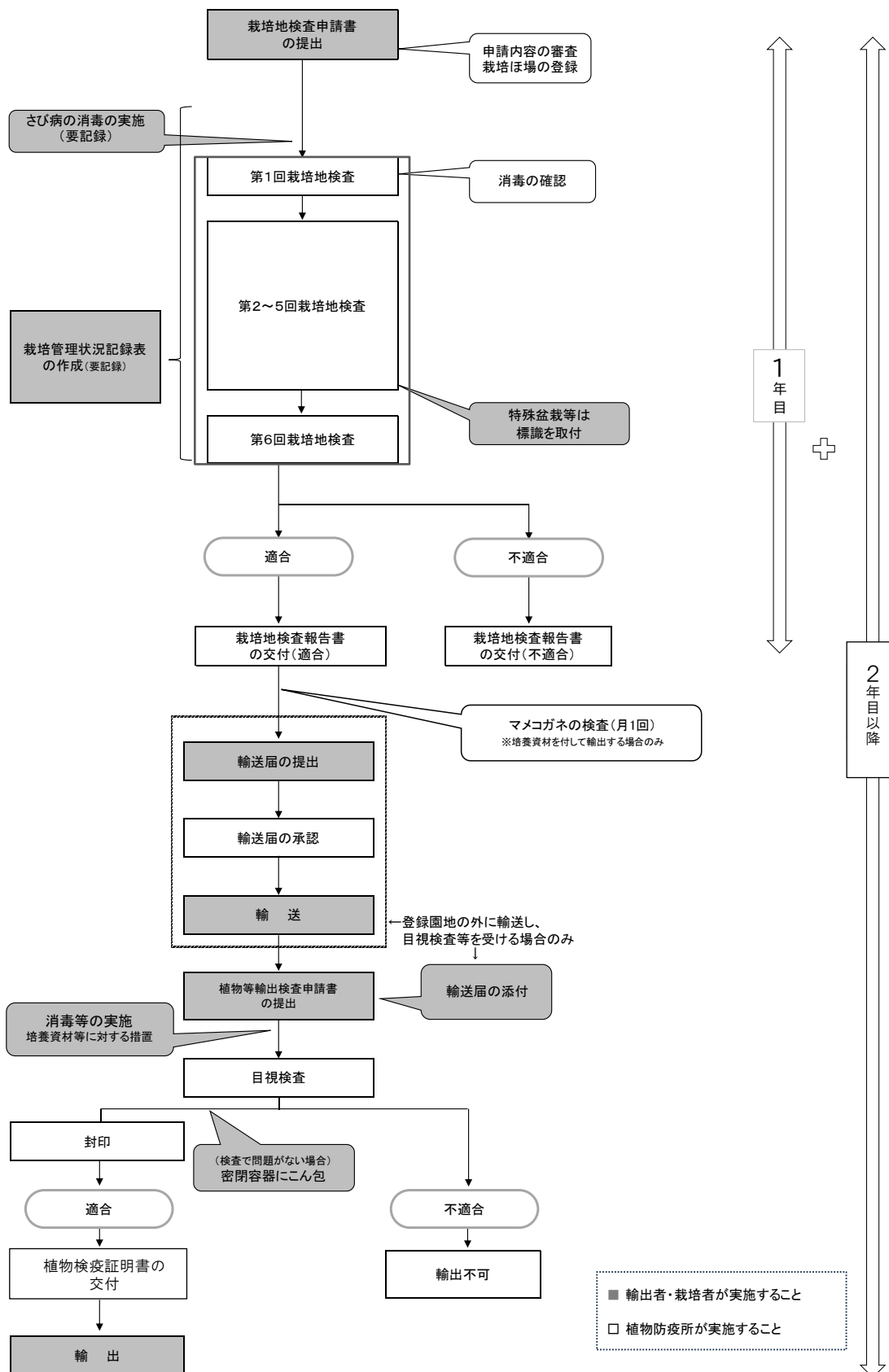
- ① 地上部の主幹が1 cm 未満であること
- ② 輸出前の少なくとも4年間、又は4年未満の植物の場合には全生育期間において、次の条件で栽培されていること。生産地は植物防疫所により登録及び管理されていること及び、適切な時期に年2回の公的検査を受けていること、並びにミヤマカミキリの侵入を防ぐ施設（網室等）で栽培されていること
- (13) 輸出時に、花及び果実がないこと
- (14) 落葉樹については、葉のない状態で休眠期間中に輸出すること
- (15) 輸出直前に、ミナミキイロアザミウマを対象とした消毒を行うこと

#### 9-4 EU加盟国・英国向け「ゴマダラカミキリ等の対象植物」(網室盆栽等)

- (1) ゴマダラカミキリ及びツヤハダゴマダラカミキリの対象植物(参考資料1を参照)は、幹の直径が1 cm 未満のものを除き、植物防疫所に登録された施設で少なくとも2年間栽培管理すること。
- (2) 9-1の「一般盆栽」又は9-3「植木」に定める検疫条件を満たすこと
- (3) 栽培施設は、以下の条件を満たすこと
  - ① 温室又は網室(網の目合が5 mm 以下)であって、全ての換気口及び開口部は、目合5 mm以下の網を設置すること
  - ② 施設内には、ゴマダラカミキリ属の発生及びカミキリムシの寄生した痕跡(産卵痕、食害痕等)がないこと
- (4) 栽培管理は、以下の条件を満たすこと
  - ① 対象植物に標識を取り付けること(標識については、第3の2(2)を参照のこと)
  - ② 栽培施設の出入口の開閉は素早く行うこと。また、栽培施設に損傷等による隙間が生じた場合は、速やかに補修すること。
  - ③ 栽培期間中、対象植物を新たに施設内に持ち込まないこと  
ただし、ほ場内に複数の施設があり2年目以降の対象植物のみを同一の施設内で栽培するために持ち込む(11月から翌年の栽培地検査の開始までに搬入する)場合を除く
  - ④ 栽培期間中、対象植物は施設外に持ち出さないこと  
ただし、剪定作業等のために一時的に持ち出す場合を除く
  - ⑤ 栽培管理状況を記録しておくこと
- (5) 植物防疫所が上述の条件を満たしていることを確認した栽培施設を登録  
なお、施設内が網(目合が5 mm以下)等で仕切られている場合、それぞれを別の施設として登録することが可能

- (6) 9-3 (5) の検査は、ゴマダラカミキリ属の成虫が出現する5月から7月の間に1回、幼虫が加害した際に木屑や糞が発生する9月に1回実施されること
- (7) 以下の場合、栽培施設の登録取消し
- ① 目視検査等において、ゴマダラカミキリ等が発見された場合又はその寄生が否定できない場合
  - ② ゴマダラカミキリ等に対する無発生環境が維持できなくなった場合

## (参考2) EU向け盆栽の手続きの流れ (イメージ)



### 第3 栽培地検査（区分別検査）

輸入国から栽培地検査を要求されている場合は、以下に従い受検してください。  
輸入国が栽培地での検査を要求していない場合は、栽培地検査は不要です。

#### 1 栽培地検査申請書の記入・提出方法

栽培地検査が必要な植物については、それぞれの提出期限までに、栽培地検査申請書に必要な添付書類を添えて、ほ場所在地を管轄する植物防疫所又は登録検査機関（以下「植物防疫所等」という。）に提出してください。

申請書の提出に際しては、eMAFF（農林水産省共通電子申請サービス）の御利用をお願いします。登録検査機関に申請する際は、登録検査機関の指示に従ってください。

EU・英国向けの場合は、特殊盆栽、一般盆栽、網室盆栽（ゴマダラカミキリ等の対象植物）、植木、植木（ゴマダラカミキリ等の対象植物）ごとに分けて、申請してください。

#### 【提出期限】

EU・英国向け盆栽	……………	3月31日まで
EU・英国向け植木（ゴマダラカミキリ等の対象植物）	…	4月20日まで
EU・英国向け植木（上記以外）	……………	5月31日まで

上記以外の盆栽・植木については、申請先の植物防疫所等に御確認ください。

#### 1-1 農林水産省共通申請サービス（eMAFF）からの申請

農林水産省共通申請サービス（eMAFF）

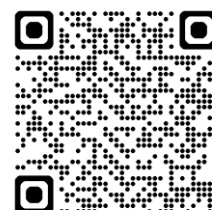
<https://e.maff.go.jp/GuestPortal?ec=302&startURL=%2Fs%2F>



上記 URL の eMAFF のポータルサイトにログインし、植物防疫所に栽培地検査申請を行う場合は、「輸出検疫：栽培地検査申請手続き（植物防疫所）」から手続きを行ってください。

（参考：eMAFF 申請者用マニュアル）

<https://e.maff.go.jp/Manual>



■ eMAFF「輸出検疫：栽培地検査申請手続き（植物防疫所）」の入力方法

■ 基本情報

申請年度 -	申請年月日 <b>必須</b> ①
文書番号	申請ステータス
提出先（地域レベル） <b>必須</b> ②	提出先（地域名） <b>必須</b> Search... ③

■ 経営体情報

申請者住所 <b>必須</b> ④	申請者氏名 <b>必須</b>
----------------------	-----------------

- ① 申請年月日を入力してください。
- ② 提出先（地域レベル）は『地方』を選択してください。
- ③ 提出先（地域名）は実際に提出先となる植物防疫所の事務所名（本所・支所・出張所）を選択してください。
- ④ 申請者氏名及び申請者住所については省略等せずに正確に記載してください。

■ 申請書の提出先

(1) 地域 <b>必須</b>	(2) 植物防疫所（本所・支所・出張所） <b>必須</b>
(3) 担当部署 <b>必須</b>	⑤

※(1)の地域から(3)の担当部署まで順番に全て選択してください。

- ⑤ (1)地域から(3)担当部署まで③において設定した提出先（地域名）と齟齬のないよう選択してください。

**同意事項**

以下のとおり栽培地検査を申請するとともに、検査試料を無償で提供することに同意します。

同意する  **必須** ⑥

---

**検査対象植物等 (その1)**

Q このリストを検索...

全 1 件中 1~1 件を表示中 1ページあたりの表示件数: 5

編集	保存	種類・名称	形態・用途	ロット番号・品種名	輸入国
⑧ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1	<b>必須</b>	<b>必須</b>	<b>必須</b>

<前 1 次>

**検査対象植物等 (その2)**

⑦ 行番号

⑧ 検査対象植物等 (その2) 行の追加

⑧ 保存

編集	保存	栽培者氏名	栽培面積 (a)	栽培数 (本・株)	栽培地住所 (地番まで)
⑧ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1	<b>必須</b>	<b>必須</b>	<b>必須</b>

<前 1 次>

⑥ 同意事項を確認の上、チェックしてください。

⑦ 「検査対象植物等 (その1)」と「検査対象植物等 (その2)」については、それぞれの検査申請単位ごとに行番号が一致するように御入力ください。

⑧ 2件以上申請する際は、左側の保存ボタンを押し、入力中の行について保存をしてから、左側の+ボタンを押すと行の追加ができるようになります。

※各項目の詳細な入力方法は、Excel ファイルで申請書を作成する場合を参照ください。

## ■ 備考

備考欄には、栽培地検査に参考となる情報（輸入国の要求事項等）を記載すること。

Q このリストを検索...

全 1 件中 1~1 件を表示中 1ページあたりの表示件数: 5 ▼

編集 保存 ▼ 備考（輸入国の要求事項等） ▼

⑨

<前 1 次>

## ■ ファイルの添付

⑩

- ・ほ場の位置を図示した資料及び各ほ場の植栽状況を示す資料（見取り図等）
  - ・輸入国が要求する栽培地検査の内容の詳細がわかる資料
- などを添付する場合はこちらをお願いします。

ほ場の位置を図示した資料及び各ほ場の植栽状況を示す資料（見取り図等）

必須

↑ ファイルをアップロード またはファイルをドロップ

⑨

輸入国が要求する栽培地検査の内容の詳細がわかる資料

必須

↑ ファイルをアップロード またはファイルをドロップ

⑨ 「備考」についても、⑦と同様、「検査対象植物等（その1）」と「検査対象植物等（その2）」の行番号がそれぞれ対応するように記載願います。輸入国の要求する栽培地検査や消毒検査等の内容について詳細が分かる資料を添付する際は赤枠部分よりアップロード願います。

⑩ ほ場の位置を図示した資料及び各ほ場の植栽状況を示す資料（見取り図等）を添付してください。

## 1-2 Excel ファイルで申請書を作成する場合

記入例

栽培地検査申請書				
申請年月日				令和5年4月1日
植物防疫所（ 支所又は 出張所）の植物防疫官				
以下のとおり栽培地検査を申請するとともに、検査試料を無償で提供することに同意します。				
検査対象植物等（その1）				
番号	種類・名称	形態・用途	ロット番号・品種名	輸入国
01	サツキツツジ	植木	新規	EU
02	ドウダンツツジ	植木	2年目	EU
03				
04				
05				
検査対象植物等（その2）				
番号	栽培者氏名	栽培面積(a)	栽培数（本・株）	栽培地住所（地番まで）
01	植防 花子	0.5	1000本	神奈川県〇〇市 〇〇区〇〇-XXX
02	植防 花子	0.5	1000本	神奈川県〇〇市 〇〇区〇〇-XXX
03				
04				
05				
番号	備考（輸入国の要求事項等）			
01	委員会実施規則(EU)2019/2072 に適合していること			
02	委員会実施規則(EU)2019/2072 に適合していること			
03				
04				
05				

### <記入上の注意点>

- (1) 種類・名称：「主な盆栽・植木等の植物名一覧表（参考資料2）」の「申請名」を使用し、カタカナ書きで記入
- (2) 形態・用途：輸出時の形態（盆栽又は植木）を記入
- (3) ロット番号・品種名：栽培年数（特殊盆栽等は標識番号）を記入
- (4) 輸入国：輸入予定国名EU・英国など、複数の候補となる国がある場合は、並記すること）を記入
- (5) 栽培者氏名：実際に検査対象植物を栽培・管理する者の氏名を記入

- (6) 栽培面積：植物ごとに記入
- (7) 栽培数：前年度からの継続分は、前年度の栽培地検査に適合した本数から輸出本数、枯死本数及び国内販売本数を引いた、現存本数を記入。また、新規申請のもので、鉢上げ又は鉢替えが終了していないものは、見込み本数を記入
- (8) 栽培地住所：検査対象植物が栽培・管理されている場所が特定できるよう、正確な住所を記入
- (9) 備考：輸入予定国の要求事項を記入

栽培地検査申請書（区分別検査の申請書）の様式は、植物防疫所ホームページから入手できます。

<https://www.maff.go.jp/pps/j/law/form/form05.html>



### 1-3 申請書に添付が必要な書類

栽培地検査申請時に、下表に示す資料の添付をお願いします。

なお、栽培地検査期間中に、消毒などの措置を実施された場合は、下記2（3）に従い、栽培管理の記録を栽培地検査を担当する植物防疫所に提出してください。

	EU・英国向け 盆栽・植木	米国向け 盆栽	他
ほ場所在地付近の略図 及びほ場の見取り図	要	要	要
栽培施設明細	ゴマダラカミキリ 対象植物のみ要	要	輸入国の要求 内容による
ほ場調査表	要	不要	不要
栽培管理状況記録表 (栽培施設への搬出入 記録)	要 (植物防疫所が不要と 判断した場合を除く。)	状況に応じて	状況に応じて

※EUや英国と栽培地検査に係る要求事項が類似している国に輸出される場合は、EU・英国向けと同様の書類の添付をお願いします場合があります。

※変更が生じた際は、遅延なく申請先の植物防疫所等にご連絡ください。

## ほ場所在地付近の略図

（フリガナ） 栽培者氏名	シヨクボウ タロウ 植防 太郎	（フリガナ） 申請者氏名	シヨクボウ ハナコ 植防 花子
ほ場 所在地	〒 231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通 5-57		
連絡先 TEL (	045 211-7155	連絡先 F A X (	045) 211-2171 携 帯 ( 090) 1234-5678

（目印となる建物、施設等とは場の位置を図示する。）

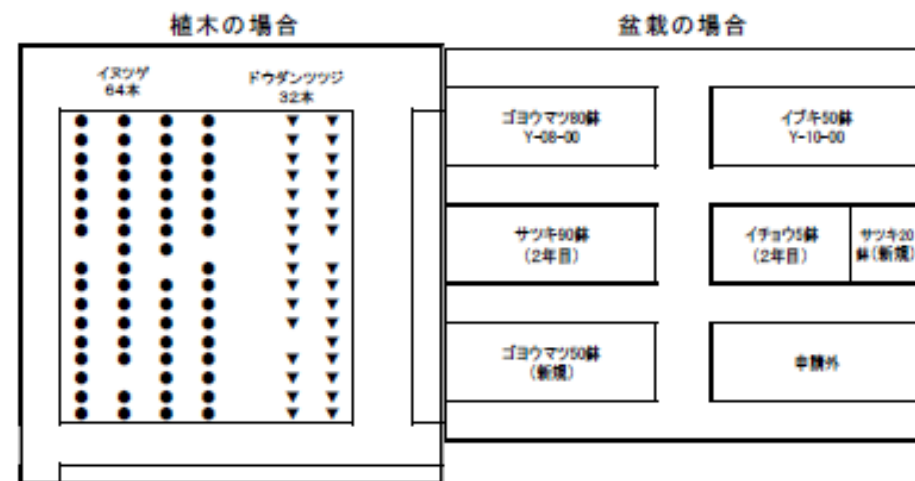


## ほ場見取図

栽培者住所・氏名	〒 231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 植防 太郎
----------	---------------------------------------

栽培者が不在のときの代理者住所・氏名	〒 231-0801 神奈川県横浜市中区新山下 1-16-10 植防 長介
--------------------	--

（ほ場内の栽培場所を図示する。）



ゴマダラカミキリの対象植物の場合



ほ場調査表		記入例
申請者氏名：	記入年月日：	
<b>植防 太郎</b>	<b>2026年3月15日</b>	
質問事項	回答欄	
1 申請された盆栽は、地上50cm以上の高さを有する栽培棚で栽培されていますか。 (特殊盆栽をコンクリート床の上に置く場合は、その旨を「いいえ」の欄に記載ください。)	いいえ (具体的に記載ください) <b>ゴヨウマツ盆栽はコンクリート床上。その他の盆栽は、地上から50cmの高さがある棚の上に置く</b>	はい
2 栽培地検査を申請した盆栽とその他の盆栽を分けて管理されていますか。	いいえ (具体的に記載ください)	はい ✓
3 水やりには、水道水や井戸水などの有害な動植物の混入がない清潔な水を使用していますか。	いいえ (具体的に記載ください)	はい ✓
4 植付け時の培養資材は何を使用していますか。	該当する番号を右に記載ください。 (ア)有機物を含まない未使用の培養資材 (新品の鹿沼土・赤玉土(硬質)など) (イ)ピート又はココヤシ由来の資材 (ウ)くん蒸又は熱処理したもの (エ)その他 (消毒措置や線虫検査などを組み合わせたシステムズ・アプローチ)	ア
5 さび病などの有害な病害虫に対して、適切な防除を行い、その薬剤処理の内容について記録されていますか。	いいえ	はい ✓
6 <ビャクシン属盆栽を申請された方のみ> 園地内もしくはその周辺に次の植物はありますか。 ・カナメモチ属(カナメモチ、レッドロビンなど) ・カリン属(マルメロなど) ・サンザシ属(オオサンザシ、セイヨウサンザシなど) ・ナシ属(マメナシ、イヌナシなど) ・ビャクシン属(シンパク、カイヅカイブキなど) ・ボケ属(ボケ、カリンなど) ・リンゴ属(ヒメリンゴ、カイドウ、ズミなど)	はい (具体的に記載ください) <b>園地内に申請外のカナメモチがある</b>	いいえ
7 <網室盆栽を申請された方のみ> 施設内に申請外の植物はありますか。	はい (具体的に記載ください)	いいえ ✓
8 申請された盆栽を、展示や販売のために園地外に一時的に持ち出される予定はありますか。 (園地外に無許可で持ち出された場合は、栽培地検査不適合となります。)	はい (具体的に記載ください)	いいえ ✓

栽培施設明細

記入例

栽培者氏名 植防 太郎  
 施設の所在地 神奈川県横浜市中区北仲通5-57

栽培施設 登録番号	構 造					備 考 (他国向けの有無)
	施設の 種類	施設の 面積	網の目 (サイズ)	出入口の 閉鎖方法	換気口の有無 及び 侵入防止措置	
Yy00A	網室	3.0 a	1.6 mm	ゴムバ ンド式	有り (網張り)	米国向け

\_\_\_\_\_ 以下は、植物防疫官が記入 \_\_\_\_\_

審査月日：  
 審査植物防疫官名：  
 審査結果：

注) 栽培施設登録番号を明記してください。

## 栽培管理状況記録表（栽培施設への搬出入記録）

栽培地（施設）番号：Yy00A 栽培者名：植防 太郎  
 ほ場所在地：神奈川県横浜市中区北仲通5-57

申請 申請外	対象植物名	イロハモミジ盆栽		理由
	植付年	2010年		
搬出・搬入	年月日	出入本数	残本数	
搬出・搬入	2010/4/1	100	100	新規申請
搬出・搬入	2012/10/15	10	90	国内販売のため
搬出・搬入	2013/2/18	8	82	輸出のため
搬出・搬入				
搬出・搬入				

注) 植物の搬出入時に理由を付して記録すること。

## 2 栽培地において実施すべき事項

### (1) 園地内の盆栽等の把握・管理

栽培地検査が円滑に実施できるように、園地内の盆栽の配置を種類別や受検年数（新規・2年目等）で別々に整理し、ほ場見取図とも整合するように管理してください。また、国内販売用などの申請外の植物とは明確に区分けしてください。

剪定等で一時的に園地内で移動する場合を除いて、栽培地検査期間中は基本的に盆栽を移動させないようにお願いします（配置などを変更する場合は、栽培地検査担当所に相談してください）。

受検中の植物を施設外に持ち出さないでください。特に、ゴマダラカミキリなどの病害虫から物理的に防除するために、温室や網室などの施設を用いて栽培管理を行っている場合は、出入口や隙間からの対象病害虫の侵入がないように厳格に管理してください。

### (2) 標識の取付け（EU・英国のみ）

次の植物には、標識を主幹に確実に取り付けてください（参考資料3を参照）。主幹が太く取付けが困難な場合は、栽培地検査申請先の植物防疫所とご相談ください。

栽培地検査の実施時に、取り付けられた標識の確認を行います。容易に外せる状態で設置された場合は、標識の再取付けを指示する場合がありますので、御注意ください。

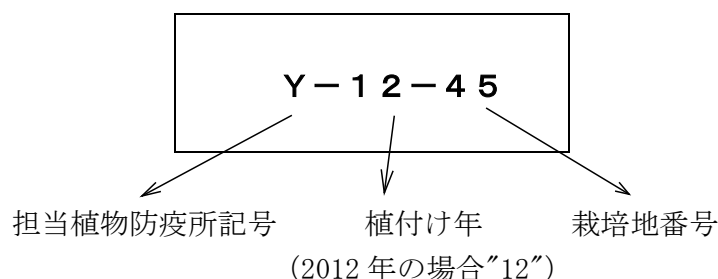
標識は、申請者の負担により設置してください。耐久性のあるプラスチック等の材質であり、下図のとおり、園地番号などの文字が容易に消えないものとする必要があります。

栽培地検査申請先の植物防疫所から購入方法を御案内します（例年、4～5月。年1回のみ）。必要な方は、数量の過不足や番号などの間違いがないようにご注文ください。また、届いた標識に不足や不良品がありましたら、到着後10日以内に、作製元に連絡してください。

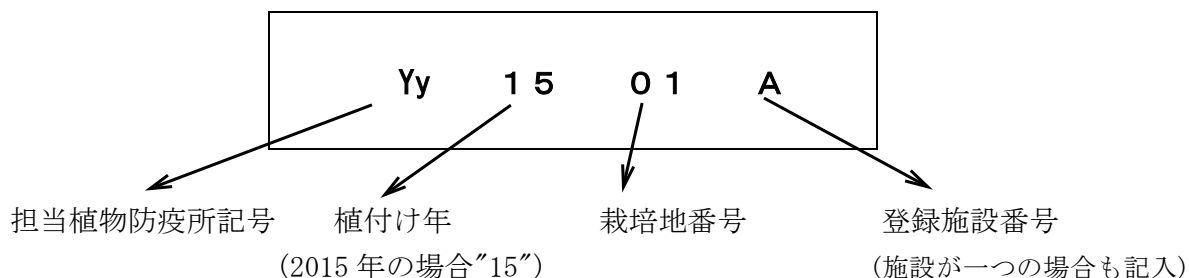
また、栽培期間中に標識の文字が判読できなくなってしまう場合や剪定などの際にコードを誤って切断してしまった場合は、その年度の輸出はできなくなります。次年度で再度注文をしてください。

標識注文後に輸出を予定していた盆栽を国内販売に転用された場合など、不要となった標識があれば植物防疫所にご連絡ください。

### ①EU・英国向けゴヨウマツ等の特殊盆栽



### ②EU・英国向けゴマダラカミキリ等の対象植物



### (3) 消毒などの実施・管理状況の記録

輸入国が警戒する病害虫が発生しないよう、園地内の病害防除・管理を徹底してください。土壌消毒や薬剤散布、施設の改修、病害虫の発生確認を行った場合は、必ず栽培管理状況記録表に記録し、栽培地検査を担当する植物防疫所等の指示に従い提出してください。

また、国内販売、譲渡、枯死などにより、栽培本数に変更がある場合は、植物防疫所等に申し出てください。

カミキリムシ類（食害痕等を含む）を発見した場合など、輸入国が警戒する病害虫の発生が疑われる際は、速やかに植物防疫所等に報告してください。

栽培管理状況記録表（防除（消毒）実績）

記入例

栽培地（又は施設）番号：Yy00

栽培者名：植防 太郎

ほ場所在地：神奈川県横浜市中区北仲通 5 - 5 7

防除月日	散布薬剤名	有効成分名及び濃度	希釈倍率	防除方法	防除対象植物	対象病害虫
2012/4/3	○○○○	○○○○○75%	1,000 倍	スプレー	ほ場全体	さび病
2012/4/15	○○○	○○○30%	1,000 倍	スプレー	ほ場全体	ハダニ
2012/8/15	○○○○	○○○○50%	800 倍	スプレー	ほ場全体	ハダニ

注) 散布薬剤ごとに 1 欄使用すること。

栽培管理状況記録表（栽培ほ場・施設調査記録）

記入例

栽培地（施設）番号：Yy00A

栽培者名：植防 太郎

ほ場所在地：神奈川県横浜市中区北仲通 5 - 5 7

網の破損・改修状況	病害虫発生調査結果			備考
	発生場所（網室内等）	発生植物名及び植付年	病害虫名	
入り口破損				2012/7/1
入り口補修				2012/7/1
	棚番号 1	イロハモミジ(2011)	アブラムシ	2012/8/10

### 3 栽培地検査の実施

輸入国の要求事項に沿って栽培地検査を行います。

栽培地検査時に、輸入国が対象とする病害虫が発見されるなど、輸入国の要求事項を満たしていないことが確認された場合は、栽培地検査不適合となり、輸出することはできなくなります。加えて、EU・英国向けなどについては、状況によっては、栽培管理されている園地の登録を取り消すこともあります。

なお、植物防疫所が検査を実施する場合に、栽培地検査を受けた植物の記録を残しておくため、植物の写真や動画などを撮影することがありますので、御了承ください（撮影した画像などは、検査記録としての保存・閲覧以外の用途には使用いたしません。）。

#### (1) 検定時の試料提供について

輸入国が特定の病害や線虫などに感染していないことを証明するための検定を求めている場合など、栽培地検査時に植物体や培養資材を対象として必要な検定を行います。

検定に必要な試料については、無償にて植物防疫所に提供することに御了承ください。なお、サンプリング時に植物体等に損害が発生した場合でも、賠償などには応じられません。

#### (2) カミキリムシを対象とした検査

ゴマダラカミキリを含む本邦既発生のカミキリムシについては、植物の内部に寄生し外観から全てを確認することが困難です。このため、カミキリムシの寄生が疑われる場合は、破壊調査を実施することがあります。その場合は、当該植物を無償で提供することを御了承ください。

なお、規制対象ではない樹種であっても、栽培地検査においてカミキリムシの寄生が疑われる痕跡が発見された場合は、寄生状況を勘案して園地単位又は施設単位で不適合とすることがあります。

#### (3) 申請外植物や園地周辺の調査について

輸入国によっては、その要求事項により、栽培地検査を申請された植物だけではなく、申請外の植物、又は、生産園地周辺も含めた病害虫の発生調査を行うことがあります。対象病害虫が発見された場合には、その状況により、消毒措置などの指示や園地登録の取消しなどを行うことがあります。

### 4 栽培地検査に適合した植物の取扱い

#### (1) 栽培地検査に適合した植物の適正な管理

栽培地検査が終了した植物に対しては、検査を担当した植物防疫所等から栽培地検査報告書が交付されます。

栽培地検査終了後であっても、病害虫に再汚染されたり、他の植物と混同したりしないよう適正に管理してください。EU・英国向けの栽培地検査に適合した盆栽等で輸送届の承認を得ないものは、登録園地外への持ち出しは絶対に行わないようお願いいたします。

## (2) EU・英国向け植物（培養資材）に係るマメコガネ発生調査

EU・英国向けに培養資材とともに植物を輸出する場合（※培養資材を除去して輸出する植物、又は、網室などで管理されていた植物を除く）は、栽培地検査終了後も輸出前の3か月間、月に1回、マメコガネに係る発生調査を行います。

植物防疫所による調査を受けていない場合は、培養資材を伴って輸出できなくなりますので、御注意ください（具体的な輸出の計画がない場合は、調査は不要ですので、その旨を検査担当所に申し出てください）。

## (3) 植物の輸送

EU・英国向けの栽培地検査に適合した盆栽等を登録園地の外に輸送し、目視検査などを受ける場合は、輸送届（次ページ参照）を栽培地検査を担当した植物防疫所に提出し、承認を受けてください。

承認後でなければ、植物を移動することはできません。また、輸送時は、病害虫の再汚染防止措置を講じるようお願いいたします。

承認を受けた輸送届は、下記第4の1の植物等輸出検査申請書の提出に合わせて、輸送届を添付する、若しくは、輸送届に記された整理番号を申請時に通知してください。

なお、上記以外の植物については、下記第4の1の植物等輸出検査申請書の提出に合わせて、栽培地検査報告書と在庫数量票を添付し提出してください。

また、在庫数量票については、栽培地検査に適合した植物を分割せず輸出する場合は不要です。詳細は、輸出検査実施要領（令和5年2月20日付け4消安第5904号農林水産省消費・安全局長通知）を参照してください。

## 欧州連合加盟国向け特殊盆栽輸送届

令和4年12月25日

〇〇植物防疫所（ 〇〇 支所又は出張所）  
植物防疫官 殿

住所 埼玉県川口市〇〇  
氏名 植物 太郎

栽培地検査（2年間）に適合した（ヒノキ属、ビャクシン属・ゴヨウマツ・クロマツ）盆栽を<sup>(1)</sup>横浜市中区1-1（株）植防倉庫 に輸送して（栽培地・輸出）検査を受けたく届けます。

## 記

栽培地番号	生産者氏名	品 種	植付年 (2)	本 数	備 考 (3)
Y 00	植物 太郎	ヒメコマツ	2009年	3本	Y-09-00
〃	〃	イブキ	2010年	10本	Y-10-00
Ys 00	〃	カエデ	2010年	15本	Ys 10 00A

（この線より下は記入しない）

植物防疫所（ 支所又は出張所）あて本票を提出のうえ（栽培地・輸出）検査を申請されたい。

年 月 日

植物防疫官 氏名

整理番号	
------	--

（記入上の注意）

- (1) 輸送先 : 輸送先は、栽培地検査又は輸出検査を受ける場所(住所及び名称)を記入してください。
- (2) 植付年 : 初めて検査申請した年を記入してください。
- (3) 備 考 : 標識番号を記入してください。

## 第4 輸出検査（目視検査等）

輸出前に植物とその容器包装も含めて、目視検査を行います。また、消毒検査や精密検査が必要な場合（栽培地検査の一環として実施していない場合）は、植物防疫所に御相談ください。

目視検査等の区分別検査を植物防疫所に申請する際は、検査を担当する植物防疫所と検査日程や場所を事前に調整した上で、それぞれの区分別検査申請書を eMAFF を通じて植物防疫所に提出してください（各区分別検査の申請方法は、栽培地検査と同様です。）。登録検査機関に申請する際は、登録検査機関と事前に御相談ください。

EU向けの盆栽など、輸入国から検査後の植物のこん包などに対して公的な封印を求められている場合がありますので、日程に余裕をもって受検するようお願いします。

最終的に、植物防疫所が輸出される植物が輸入国の全ての要求内容に適合していることを確認した後、植物検疫証明書を交付します。

なお、植物検疫証明書の発行を希望する植物防疫所と目視検査等の区分別検査（※栽培地検査を除く）を受ける植物防疫所が同一の場合は、植物等輸出検査申請書を提出することで区分別検査の申請に代えることができます（本資料では、この申請方法について説明します）。

### 1 植物等輸出検査申請書の提出

- (1) 植物等輸出検査申請書の作成・提出に当たっては、電子申請システムの「輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)」の御利用をお願いします（1-1 参照）。
- (2) EU・英国向けに輸出する場合は、特殊盆栽、一般盆栽、一般盆栽（ゴマダラカミキリ等の対象植物）、植木、植木（ゴマダラカミキリ等の対象植物）ごとに申請書を作成してください。
- (3) 同じ都道府県で栽培管理された同種の植物をまとめて申請する場合は、ほ場毎の情報が記載された申請内容明細（1-2 の申請内容明細の記入例を参照）を添付してください。
- (4) 輸送届の承認を受けた植物を輸出する場合は、当該申請書に承認済の輸送届を添付又は整理番号を記入してください。
- (5) 輸入許可証がある場合は、当該申請書にその写しを添付してください。
- (6) (4) の植物を除いて、栽培地検査や精密検査などの区分別検査を受けた植物については、植物等輸出検査申請書に当該区分別検査報告書を添付してください。

また、区分別検査に適合した植物のうち、全量ではなく、一部だけを輸出する場合は、在庫数量票を作成し提出してください。

なお、在庫数量票は、①eMAFFによる提出、若しくは、②植物等輸出検査申請書に添付のいずれかにより御提出ください。

①農林水産省共通申請サービス (eMAFF)

<https://e.maff.go.jp/GuestPortal?ec=302&startURL=%2Fs%2F>



②在庫数量票の様式 (記載後、植物等輸出検査申請に添付)

植物防疫所ホーム→ 申請・手続き→ 手続様式一覧→ 在庫数量票

<https://www.maff.go.jp/pps/j/law/form/index.html>

## 1-1 電子申請による提出方法

「輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)」により、電子的に申請書を提出することが可能です。

なお、NACCS を利用し申請された場合は、大韓民国やアメリカ合衆国などの一部の対象国については、従来からの紙媒体の植物検疫証明書に加えて、電子植物検疫証明書(ePhyto(イーファイト))の発給も可能になりますので、積極的に御利用ください。

植物防疫所ホーム→ 電子申請窓口→ NACCS 植物検疫関係業務

[http://www.maff.go.jp/pps/j/law/denmado/index.html#denmado\\_PQ](http://www.maff.go.jp/pps/j/law/denmado/index.html#denmado_PQ)



## 1-2 書面による申請の方法

書面での申請を希望される場合は、次の植物防疫所ホームページから (イ) 様式をダウンロードして御利用ください。

植物防疫所ホーム→ 申請・手続き→ 手続様式一覧→ 植物等輸出検査申請書

<https://www.maff.go.jp/pps/j/law/form/form03.html>



輸出検査申請書の記入例（オランダ向けサツキツツジ盆栽）

記入例

植物等輸出検査申請書

住 所 神奈川県横浜市中区北仲通 5  
氏 名 植防 太郎

令和 4 年 3 月 1 日  
植物防疫官 殿

※積載船（機）名 (1)	SHIP CARGO			
※記号及び番号 (2)	NONE			
積載予定月日 (3)	2022 年 3 月 15 日			
積載港名	YOKOHAMA			
※陸揚港名 (4)	ROTTERDAM	※輸入国名	NETHERLANDS	
※荷送人住所氏名	SHOKUBO TARO 5 KITANAKA-DORI, NAKA-KU, YOKOHAMA, JAPAN			
※荷受人住所氏名	SHOKUBO TARO NETHERLANDS GEERTJESWEG15, WAGENINGEN, NETHERLANDS			
輸入国政府の輸入許可番号				
※種類・名称 (5), (6)	学名	梱数	数量	産地
RHODODENDRON BONSAI TREE	<i>Rhododendron indicum</i>	20C/T	200PCS	TOCHIGI
備考 (7)	3 月 7 日検査希望 横浜市中区北仲通 5 植防倉庫 担当：田中 TEL:045-211-7155			

備考 1 検査報告書等を有する場合は、その旨を備考欄に記入するとともに、本申請書に添付すること。

2 ※印の欄には、英文を併記すること

<記入上の注意点>

- (1) 積載船(機)名が未定の場合は、輸送手段を記入してください。  
船積貨物：「SHIP CARGO」、航空貨物：「AIR CARGO」、郵便物：「MAIL」、  
携帯品：「BAGGAGE」
- (2) 記号及び番号を植物検疫証明書へ記載する必要がない場合は、「NO MARK」又は「NONE」と記入してください。
- (3) 積載予定月日は必ず記入してください。輸出検査は積載日前 14 日以内に受けてください。
- (4) 郵便物の場合は、輸入国名を記入してください。

- (5) 盆栽は「属名(学名)」＋「BONSAI TREE」、植木は「属名(学名)」＋「TREE PLANT」と記入してください。
- (6) 種類が複数ある場合は、種類・名称に総称（盆栽又は植木）を記入し、申請内容明細を必ず添付してください（次ページの「申請内容明細の記入例」を参照）。
- (7) 備考には、検査希望月日、検査場所、担当者、連絡先の他、輸入国が要求する検査内容に係る情報などを記入してください。
- また、消毒検査や精密検査の申請と兼ねる場合は、当該検査荷必要な情報を記入してください。枠内に収まらない場合は、別紙に記入し、申請書に添付してください。

### 申請内容明細の記入例

植物名(申請名)	学名	数量	栽培地番号	生産者名	生産地 (都道府県名)	標識番号	輸送届番号
(1)			(2)				(3)
サツキツツジ	<i>Rhododendron indicum</i>	10	Yy10	田畑 稔	神奈川県	-	-
サツキツツジ	<i>Rhododendron indicum</i>	170	Yy20	森田 茂	神奈川県	-	-
サツキツツジ	<i>Rhododendron indicum</i>	3	Yy30	田中 一	神奈川県	-	Y-10
ザクロ	<i>Punica granatum</i>	7	Yy20	森田 茂	神奈川県	-	-
ハゼノキ	<i>Rhus succedanea</i>	10	Ys35	林 伸一	埼玉県	-	T-5
合計		200					

#### <記入上の注意点>

- (1) 植物名及び学名は、「参考資料2」に記載された「申請名」及び「学名」を記入してください。
- (2) 栽培地番号は、植物防疫所から割り振られた番号を記入してください。
- (3) 承認された輸送届がある場合は、輸送届の整理番号を記入してください。

## 2 輸出検査（消毒・精密・目視検査）時の注意事項

- (1) 時間にゆとりを持ち、計画的に受検してください。
- (2) 輸出されるまでの間、申請外の植物と混同しないようにしてください。
- (3) 目視検査時には、申請単位毎（植物の種類や栽培者別など）に区別して植物を配置しておくなど、検査が円滑に進むよう御協力をお願いします。
- (4) EU向けの特種盆栽など、輸入後に隔離栽培が必要な植物については、輸入国植物検疫機関と事前に調整いただき、植物の種類や数量が輸出が可能であるか、改めて御確認ください。
- (5) 土壌は、輸入国の検疫条件に従って適切に措置してください。

培養資材の輸入が認められている国であっても、培養資材を最大限除去することで、線虫の密度を下げ、農薬の浸透を促すことができます。より効果的な消毒方法の実施に努めてください。
- (6) EU向けのイヌツゲ植木やゴヨウマツ盆栽（地上部が1.5メートルを超える大型のものに限る）等のうち、栽培地検査時に線虫検査を受けていない場合、又は、輸入国から線虫検査を求められている場合、精密検査（線虫検査）を実施します。

検査には、根回り中心部の土壌（根の一部を含む。）を採土器を用いて採取し、その分離のために少なくとも24時間の検査時間を要します。
- (7) 消毒検査が必要な場合は、消毒方法、薬剤名、処理濃度、消毒実施場所等の実施した消毒内容を記録し、書面にて提出してください。

ただし、輸出に当たって過去に消毒措置を実施された実績がない場合など、状況によっては植物防疫所等の立会いの下に実施していただく必要がありますので、消毒実施前に御連絡ください。

なお、使用される薬剤の種類や濃度などに関しては、輸入国の法律などで規制されている場合がありますので、現地荷受人等の関係者を通じて、輸入国植物検疫機関等に確認されることをおすすめします。
- (8) 目視検査でカミキリムシの寄生が疑われる痕跡が発見された場合、切開等でカミキリムシによるものか確認する必要があります。痕跡原因がカミキリムシと否定できない場合は、原則として、同一申請の同じ施設で生産された対象植物は全て不適合とします。

以上